

## 開発許可等の申請手数料

### 第1 開発行為許可申請及び開発許可事項変更許可申請に係る申請手数料

(単位：円)

規模(ha)		0.1 未満	0.1 ～ 0.3	0.3 ～ 0.6	0.6 ～ 1.0	1.0 ～ 3.0	3.0 ～ 6.0	6.0 ～ 10.0	10.0 以上
開発許可	自己居住用	9,100	23,000	45,000	89,000	135,000	180,000	230,000	320,000
	自己業務用	14,000	32,000	68,000	125,000	210,000	280,000	360,000	510,000
	その他	91,000	140,000	200,000	280,000	420,000	550,000	710,000	930,000
変更許可	(ア) 設計変更 ((イ)のみのものを除く)	(1)自己住宅 910	2,300	4,500	8,900	13,500	18,000	23,000	32,000
		(2)自己業務用 1,400	3,200	6,800	12,500	21,000	28,000	36,000	51,000
		(3)その他 9,100	14,000	20,000	28,000	42,000	55,000	71,000	93,000
	(イ) 新たな土地の編入に係る法第30条第1項第1号～第4号の変更	(1)自己住宅 910	2,300	4,500	8,900	13,500	18,000	23,000	32,000
		(2)自己業務用 1,400	3,200	6,800	12,500	21,000	28,000	36,000	51,000
		(3)その他 9,100	14,000	20,000	28,000	42,000	55,000	71,000	93,000
(ウ)その他変更	10,500								
計	*変更許可申請1件につき、(ア)、(イ)、(ウ)の合計額。ただし、その額が930,000円を超えるときは、その手数料の額は930,000円とする。								

設計変更のうち、予定建築物等の敷地の形状の変更、排水ますの位置又は数の変更、排水施設の種別・管径の変更、予定建築物等の位置の変更、最終ますの位置は、軽微な変更として扱う。

### 第2 その他の許可申請手数料

(単位：円)

規模(ha)	0.1 未満	0.1 ～ 0.3	0.3 ～ 0.6	0.6 ～ 1.0	1.0 ～ 3.0	3.0 ～ 6.0	6.0 ～ 10.0	10.0 以上	
法第41条第2項又は第35条の2第4項	48,000								
法第42条第1項ただし書の許可申請	27,000								
法第43条の建築等許可申請	7,100	19,000	42,000	74,000	107,000				
法第45条の地位の承継の申請	(1) 自己居住用又は自己業務用の開発区域面積が1ha未満							1,800	
	(2) 自己業務用の開発区域面積が1ha以上							2,900	
	(3) その他のもの							18,000	
法第47条第5項の開発登録簿の写しの交付申請	用紙1枚につき					520			
省令第60条の適合証明申請	6,400								